

平成30年度全国高等学校総合体育大会

伊勢市実行委員会売店等運営実施要項

1 趣 旨

この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県売店等設置基本方針に基づき、平成30年度全国高等学校総合体育大会伊勢市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下、「売店等」という。）の管理、運営等の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 出店申請

各競技会場に出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類（添付書類1～3）を添えて、市実行委員会に申請するものとする。

なお、この場合であっても施設管理者の使用許可が必要である。

3 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想及び伊勢市開催基本方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、市実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 食品関係販売施設の設置

食品関係販売施設を設置するにあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 販売品目

売店において販売を認める品目は、原則として次によるものとする。

ア 食品

売店において調理又は加工を行わない食品であって、容器包装により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。ただし、公益財団法人全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

(ア) 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

(イ) パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、包装されたもの。

(ウ) 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、密閉容器入りのもの。

(エ) 果実類

新鮮でカットしていないもの。

(オ) 土産食品

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設等で製造されたもので、常温で保存できるもの。

イ 土産品

包装、内容、品質等において、本市の土産品としてふさわしいもの。

ウ スポーツ用品、記念バッチ類

エ その他、大会参加者及び一般観覧者等にとって必要なもの。

(2) 適切な取扱い設備

ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。

イ 食品が直接日光にあたらない設備とすること。

ウ 消毒液を備えた流水式手洗い設備が販売施設又はその隣接する場所にあること。

エ 食品衛生法で保存基準が定められている食品を取り扱う場合は、冷蔵庫等その基準を遵守できる設備を設けること。

(3) 食品の取扱い

ア 購入伝票などの保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。

イ 弁当を販売する場合には、早期喫食を呼びかける旨の表示をすること。

ウ 食品の保存方法を遵守すること。

エ 消費期限又は賞味期限を過ぎた食品の販売は行わないこと。

オ 食品の露出販売（食品の小分け包装等を含む。）は行わないこと。

(4) 従事者の衛生

ア 常に手洗いを励行すること。毛髪・爪等は清潔に保つこと。

イ 食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、業務に従事しないこと。

ウ 下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、当該業務に従事しないこと。

(5) 廃棄物の処理

ア 廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がも

れない構造にすること。

イ 廃棄物容器およびその周辺は常に清潔にしておくこと。

(6) 現地責任者の設置

ア 食品による事故等の発生を防止するために、販売施設ごとに衛生管理にあたる現地責任者を設置すること。

イ 大会期間中、現地責任者は、食品衛生自主管理記録表〔食品関係販売施設〕を記入すること。

6 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店等を許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について、三重県伊勢保健所（以下、「保健所」という。）と協議するものとする。
- (2) 食品の販売における食品衛生対策については、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- (3) 市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の2カ月前までに、保健所に提出するものとする。
- (4) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、市実行委員会及び保健所に連絡するとともに、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

7 出店の期間及び開設時間

市実行委員会が指定する期間及び開設時間とする。

8 出店の場所・規模・方法

市実行委員会が指定する場所・規模・方法とする。

9 経費負担

売店等の設置、管理運営、警備、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

- (1) 市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに市実行委員会に支払うものとする。ただし、市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会は出店者に、出店料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は、原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危機回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については、補償を一切行わない。
- (17) その他関係法令等を遵守し、市実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

1 2 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、

市実行委員会は、出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りではない。

1 3 損害賠償

出店者が施設又は第三者等に損害を加えたときは、出店者が賠償の責を負うものとする。

1 4 原状回復

出店者が施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに現状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

1 5 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による火災に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成30年3月29日から施行する。